

および合計を、出現頻度の多いものから、また同一頻度内ではICFのコード番号の順に示した。なお条約において用いられている用語がICFの見出語と一致する場合だけでなく、その項目の定義（説明）内にその用語が含まれている場合、また概念的に明らかにそれに該当すると考えられる場合はそれに含めた。備考欄にはそのような関連用語の例を示した。なお、あくまで分類項目に限り、ICF基本概念（障害・活動・参加・健康など）はカウントしなかった。

### 1) 参加の項目について

表1に参加に関する項目を示した。

一見してあきらかなことは、p940：人権およびp950：政治活動と市民権が、①の理念部分、②の総論部分だけではなく、③の各論部分においても圧倒的に多いことである。

これは、権利に関する条約である以上いわば当然であるともいえるが、実は単に量的に多いだけではなく、条文の性格や強調点に応じて基本概念は同じであっても表現形態（表現法）が多様な変化を見せており、という質的な面が重要である。

すなわち、p940：人権については、権利、人権といった單なる言い換えから、機会均等、平等、差別撤廃、自律などのバリエーションの形での「権利」ということの広いニュアンスが示されている。

またp950：政治活動と市民権については一層そうで、自由やプライバシーといった市民として保障されるべき基本的な権利、また差別に対する保護（を受ける権利）、法的権利、政治的・公的生活への参加の権利などの、市民権や政治的な権利についての

広いニュアンスを示していることが重要と考えられる。

それに続いて数的には少なくなるが内容的に重要なのが、「障害者の貢献」である。これは先に3.で述べた障害者の社会に対する貢献であり、ICFでは備考に示したように、主にp9：コミュニティライフ・社会生活・市民生活の全体、またp8：主要な生活領域、特に教育（p810-p839）、仕事と雇用（p840-p859）、加えてp660他者への援助などの広い範囲の項目に対応すると考えられる。すなわち障害者はこのような種々の生活場面で一般社会への貢献をなしえる存在としてとらえるべきなのである。

それ以降はほぼ各論的な事項で、主要な参加項目を落ちなく網羅していると考える。章別にみると、「活動と参加の共通リスト」のうち、要素的な活動を示す第1・2章は全く含まれておらず（これは後に述べるように心身機能・構造が含まれていないことも対応する）、第5～9章に対してはやはり要素的な性格をもつ第3章：コミュニケーションと第4章：運動・移動は個別項目としてではなく、大きく「意思疎通」と「移動の自由」に対応するものとして含まれているのみである。その他の章は、基本的な活動である第5章（セルフケア）は（参加ではないので当然ながら）含まれず、第5章家庭生活も活動の面が強いため含まれていない。その他の7～9章では重要なものはすべて含まれている。

表1 障害者権利条約とICF分類項目との対比（参加）

コード番号：項目名*	該当する項目数**				備考（条約の表現、等）
	序論	1~5条	6~30条	計	
P940：人権	15	5	16	36	権利、人権、機会均等、差別撤廃、平等、自律
P950：政治活動と市民権	5	4	11	20	自由、法的権利、差別に対する保護、プライバシー、政治的・公的生活への参加の権利
「障害者の貢献」	1		2	3	P9：社会生活、P8：教育、仕事、P660他者への援助を含む広い項目
P3：コミュニケーション			2	2	意思疎通
P4：移動			2	2	移動の自由
P760：家族関係・7701 婚姻関係			2	2	
P870：経済的自給	1		1	2	貧困、自己の会計の管理の権利
P910：コミュニティライフ			2	2	地域社会での生活の権利
P610：住居の入手			1	1	
P810-P839：教育			1	1	
P840-P859：仕事と雇用			1	1	
P920：レクリエーションとレジャー			1	1	文化的生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加
計	21	9	43	73	

\* 項目名は適宜簡略化した。

\*\* 項目数は条約前文では節単位、他は条単位にかぞえた（同一節・条内に複数出現しても一つとかぞえる）。なお ICF の基礎概念（障害・活動・参加・健康など）はかぞえない

## 2) 環境因子について

環境因子についての分析結果を表2に示した。

環境因子は第1、2章は物的環境、第3、4章は人的環境、第4、5章は社会的環境（第4章は両方の性格をもつ）とみることができ、物的・人的・社会的環境は相互に密接な関連をもっている。たとえば移動に関する環境としては直接的な物的環境である e120 個人的な屋内外の移動のための生

産品と用具（このうち e1201 は支援的な用具で歩行補助具・車椅子など、e1200 は一般的な用具で自動車、バスなど）だけではなく、e150 公共の建物、e155 私用の建物、e160 土地開発関連（道路など）等の物的環境、さらに第3章支援と関係（介助者など）加えて第5章サービス・制度・施策、特に e540 交通サービス・制度・施策が大きく関係している。しかし今回のようない分析ではこれらの項目をすべて別々にとりあげたの

ではダブルカウント（またはそれ以上の重複計上）になるので、主要なものに一本化して示した。

結果をみると、項目の総計は37と参加の73にくらべると少なく、また項目の出現頻度に参加の場合ほどの大きな差はないが、環境因子分類の1～5章の全章にわたっており、広い範囲の環境をとりあげている

ことがわかる。

ただしここで注意が必要なのは、障害者権利条約において「環境」がとりあげられている意味は、あくまでも「権利としての参加を実現するための環境の改善」であり、いわば参加と環境因子は目的と手段の関係にあると理解されるべきことである。

表2 障害者権利条約とICF分類項目との対比（環境因子）

コード番号：項目名*	該当する項目数**				備考（条約の表現、等）
	序論	1～5条	6～30条	計	
e535、e125：情報	1		4	5	コミュニケーション、情報、インターネット
e3：支援	2	1	1	4	支援、虐待
e120、e540：移動、交通			3	3	
e150、e514：公共建築			3	3	
e560：メディア			3	3	
e585、e135：教育			3	3	
e2：自然環境	1		1	2	e235 人的災害（戦争、平和）、e230 自然災害
e310：家族	1		1	2	
e4：態度	1		1	2	
e550：司法			2	2	刑罰
e580：保健サービス			2	2	医療、リハビリテーション
e595：政治		1	1	2	立法
e165：資産			1	1	
e525、e155：住宅供給			1	1	
e530：公共サービス			1	1	水の供給
e590：労働・雇用			1	1	
計	6	2	29	37	

\* 項目名は適宜簡略化した。

\*\* 項目数は条約前文では節単位、他は条単位にかぞえた（同一節・条内に複数出現しても一つとかぞえる）。なお ICF の基礎概念（障害・活動・参加・健康など）はかぞえない

### 3) その他の要素について

#### (1) 健康状態

ICF の「生活機能モデル」を構成するその他の要素のうち、「健康状態」(疾病、外傷、加齢、等)については、本条約においては個別的な項目 (ICD<国際疾病分類>で分類される診断名、等) は全くとりあげられておらず、包括的な概念としての「健康」が「差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利」(第 25 条) としてとりあげられているだけである。その他に関連するものとして「生命に対する権利」(第 10 条) があるが、英語の"life"は生命・生活・人生のいずれをも含みうる包括的な概念なので、必ずしも健康と対応するものとはいえない。

#### (2) 心身機能・構造

本条約では心身機能・構造については前述の通り前文 (e) と第 1 条に「障害 (disability)のある者の定義の一部として、心身機能・構造に問題が起った (マイナス)の状態である「機能障害 (impairment)」があげられているだけであり、その他に具体的な分類項目は一切あげられていない。

#### (3) 活動

本来すべての「参加」はその具体像として複数の「活動」を伴っている。したがって、先に述べた参加項目に関連する (その具体像でありそれを支えている) 全ての活動項目をあげれば非常に多数にのぼりうるものである。しかしその場合は「参加」をあげれば十分であり、それ以上の意味はない。

本条約で活動が独立してとりあげられて

いるのは非常に少なく、わずかに「意思疎通」と「言語」(ともに a 3)のみである(共に 1~5 章)

#### (4) 個人因子

ICF では個人因子は「生活機能モデル」の重要な要素でありながら、種々の理由で分類は含まれておらず、簡潔な定義 (生活機能に対する内的な影響を与えるもの、等) と例が示されているだけである。現在 WHO - FIC (国際分類ファミリー) ネットワークにおいて個人因子分類作成の動きがはじまり、本研究事業主任研究者もそれに関与しており、その暫定的定義および暫定的分類案については先に報告したところである  
(平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業) 研究報告書「国際生活機能分類における個人因子の意義および分類に関する研究」)。

障害者権利条約の条文の中で個人因子とみなしうる用語をしらべると表 3 の通りである。

すなわち、性、年齢がもっとも多く、その他に人種、種族、国籍、言語、宗教、政治的意見、社会的出身がこれにあたる。いずれも本条約における趣旨は、これらの個人因子を理由とする差別的取扱いを禁止することである。逆に言えば現状においてはこれらの (あるいはそれ以外のものを含め) 個人因子により障害者の差別が行われたり、一層悪化している場合が多いということを意味しており、その意味で逆に個人因子の重要さが示されているということができるよう。

表3 障害者権利条約とICF分類項目との対比（個人因子）

コード番号：項目名	該当する項目数*				備考（条約の表現、等）
	序論	1~5条	6~30条	計	
年齢	2	1	3	6	年齢、児童
性	2	1	2	5	女子、ジェンダー
人権	1			1	
種族	1			1	
国籍			1	1	
言語	1			1	
宗教	1			1	
政治的意見	1			1	
社会的出身	1			1	
計	10	2	6	18	

\*項目数は条約前文では節単位、他は条単位にかぞえた（同一節・条内に複数出現しても一つとかぞえる）。なおICFの基礎概念（障害・活動・参加・健康など）はかぞえない

#### 4)まとめ

以上から障害者権利条約をICFの立場から分析し、項目の対応を検討すると、①本権利条約の重要な内容は「参加」レベルのものであり、現に対応するICF分類項目は参加レベルのものがもつとも多いこと、②参加の向上には「環境因子」の働きかけが一つの有力な方法であることから、参加向上の手段としての環境因子もかなりの程度に含まれていること、③その他の「生活機能モデル」の諸要素の関与は、一部の「活動」を除いてほとんどないが、④「個人因子」に属すると考えられるものは少なからず含まれているということができる。

#### 6. 障害のある人の権利の実現

障害のある人（広義、要介護認定者を含

む）の「人間らしく生きる」権利を尊重し、その権利の実現のために努力するのは障害当事者（広義）と専門家の共通の課題である。

そしてその場合の効果的なツール（手段）となるのが「共通言語」としてのICFである。

「共通言語」としてのICFの意義には次の2つの面があると考えられる。

##### 1) 「ものの見方・とらえ方」の「共通言語」としてのICF

これはICFの「生活機能モデル」の基本的な考え方を重視するもので、人が「生きることの全体像」を障害（マイナス面）だけでなく、生活機能（プラス面）を含め、「健康状態」・「環境因子」・「個人因子」の

影響を考えつつ総合的にとらえる「ICF モデル」の見方・考え方を障害当事者と各分野の専門家が共通にもつことである。これには次の 3 つの面がある。

(1) 障害当事者と専門家との間の共通言語(「インフォームド・コオペレーション」(情報共有に立った持続的協力)のツール)として

(2) 各分野の専門家、異なる専門職の間の共通言語(真のチームワークのツール)として

(3) 行政と障害当事者・専門家との間の共通言語として

2) 分類としての ICF を「共通言語」として活用

これは ICF の分類としての側面を共通言語として活用するもので、「すべての人についての分類」である ICF の項目を、人が「生きることの全体像」をとらえるために活用することである。これにも次のような侧面がある。

- (1) 障害(広義)統計への活用
- (2) 障害(広義)認定への活用
- (3) 障害のある人への介護・支援の中で障害(広義)のアセスメント・評価(結果の評価を含む)のための活用

## 7. 移動の権利の実現

「ものの見方・とらえ方」としての ICF の共通言語としての活用のひとつの例として移動の問題を検討する。

本条約第 20 条 個人的な移動を容易にすることでは次のように述べている。

締約国は、障害者ができる限り自立して

移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のものを含む。

(a) 障害者が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、妥当な費用で個人的に移動することを容易にすること。

(b) 障害者が質の高い移動補助具、装置、支援技術、生活支援及び仲介する者を利用することを容易にすること。

このような移動活動の自立性向上の実現には、ICF モデルの一部ではなく全ての要素への働きかけが必要である。すなわち移動という「活動」の実行状況の向上のためには、安易に車椅子利用に頼るのではなく、歩行の可能性があれば歩行補助具・装具(環境因子)をもちいて適切な活動向上訓練(環境因子)を行うことが重要であり、それは参加の目標の具体像として確定される活動の目標(複数)を目指して行なわれるものである。

## 8. 労働の権利の実現一付)合理的配慮について

同じく「ものの見方・とらえ方」としての ICF の活用の例として労働の問題を考える

本条約第 27 条 労働及び雇用は次のように規定している。

1 締約国は、障害者が他の者と平等に労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を受け入れ、及び障害者にとって利用可能な労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択

し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。

締約国は、特に次のことのための適当な措置をとる（中略）。

(a)障害を理由とする差別を禁止すること。

(b)他の者と平等に、公正かつ良好な労働条件（中略）を保障すること。

(c)労働組合についての権利

(d)職業紹介・職業訓練

(e)労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びその職業に復帰する際の支援を促進すること。

(f)自営活動の機会、起業能力、協同組合

(g)公的部門において障害者を雇用すること。

(h)民間部門における障害者の雇用を促進すること。

(i)職場において合理的配慮

(j)開かれた労働市場において障害者が実務経験を取得することを促進すること。

(k)障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。（下略）

ここでもこのような労働と雇用（参加）の権利を実現しようと思えば前記の移動の場合と同様に ICF モデルの全ての要素への働きかけが必要である。

たとえば、労働そのものの能力（知的能力、身体的能力、など）という「活動」の能力が一定程度必要なのは当然として、そ

れだけではなく職場への通勤（移動）、職場内の移動、職員食堂での食事、排泄、仕事着あるいは制服への更衣などの「セルフケア」に属する「活動」もまた必要であり、これらに対する働きかけが労働と雇用の権利の実現のために不可欠なことが少なくない。

その際当然職場それ自体、あるいはその周辺又は経路における環境因子の改善にも必要となる。また労働と雇用を安全・確実に継続できるためには健康管理（健康因子および心身機能・構造に対する働きかけ）も重要になる。

これと関連して「環境因子」の一つとして重要な意味をもつのが、上記の第 27 条（i）にとりあげられた「合理的配慮」である。

合理的配慮（reasonable accommodation）とは、本条約における重要な概念であり、その定義は、「特定の場合において必要とされる、障害者に対して他の者との平等を基礎として全ての人権および基本的自由を享有または行使することを確保するための必要かつ適切な変更および調整であって、不釣合いなまたは過度な負担を課さないもの」をいう」とされている。この合理的配慮の前提となっているのは、本条約の定義では障害（disability）は機能障害（impairment）のある人に対する態度上および環境上のバリアから生じるので、障害者が他の者と平等に社会参加できるようにするには、そうしたバリアを除去する必要があるという考え方である。

松井亮輔（リハビリテーション研究 134 号 2008 年）によれば、合理的配慮を初め

て障害関連法で規定したのは、1973年に改正された米国のリハビリテーション法第504条（連邦政府から補助を受けている機関・団体などに障害者差別を禁止するとともに、合理的配慮措置を求めたもの）およびその施行規則である。それは、1990年の「障害をもつ米国人法」（ADA）および1995年の英国の「障害者差別撤廃法」（DDA）などにも採り入れられている。

雇用を例にとれば、合理的配慮の具体的な内容としては、「施設・設備・備品の取得や改造、障害者が担当する業務の一部や勤務時間の変更、医療的手当に要する勤務時間内休暇の認可、指導マニュアル等の変更、朗読者または手話通訳者の配置」などが挙げられる。個々の障害者のニーズや状況に応じて取られなければならないこうした配慮措置は、障害者を他の人より有利に待遇することを事業主に求めていたわけではない。配慮・措置の妥当性を判断する際には、①事業主による措置の実行可能性の程度、②その措置を講ずる場合に事業主が負担する財政上およびその他の諸費用、ならびにその措置に伴う事業主の諸活動に与える負担の程度等が考慮されなければならない、とされる。

このように理的配慮は個別の障害者の具体的なニーズに則してとられる措置であるから、その必要性の判断か具体的な措置の計画のためには、その障害者の生活機能と障害の全体像をICFに立って「生きることの全体像」としてとらえることが重要と考えられる。

なお、「合理的配慮」という訳語については必ずしも reasonable accommodation の

ニュアンスを明確に示しているとはいはず、むしろ、「便宜的措置」とした方がよいという意見も出されている。

## 9. 文化・レクリエーション・余暇・スポーツの権利の実現

ここでも「ものの見方・とらえ方」としてICFを活用することの例として文化・レクリエーション・余暇・スポーツの問題を検討する。

本条約第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加では次のように述べている。

1 締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者が次のことを行うことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 利用可能な様式を通じて、文化的な作品を享受すること。

(b) 利用可能な様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受すること。

(c) 文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）へのアクセスを享受し、並びにできる限り自国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためのみでなく、社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適切な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作

品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

4 障害者は、他の者と平等に、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聴覚障害者の文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害者が他の者と平等にレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。

以上のような文化、レクリエーション、余暇、スポーツの権利を実現するためにも、上記の移動や労働の場合と同様に、ICFモデルの全ての要素への働きかけが必要である。

以上の3例の検討から、本条約で規定する具体的な権利の個々の個人における実現のためには、法的規制は重要ではあるが、それだけでは十分ではなく、ICFの生活機能モデルの各要素に対する総合的な働きかけが必要なのであり、なかでも環境因子だけでなく直接活動に対する働きかけの重要性を忘れてはならないのである。

## II. 障害者権利条約に関するICFの貢献

本条約では第31条 統計及び資料の収集に次のように述べている。

1 締約国は、この条約を実現するための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保存する過程は、次のことを満たさなければなら

ない。

(a) 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令によつて定められた保護を遵守すること。

(b) 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立てるため、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、障害者及び他の者が当該統計を利用可能とすることを確保する。

ここでどのような種類の統計が望まれているかを考えると、この条約の趣旨からすれば最も重要なのは「参加」であり、次にそれを支え、その具体像である活動が重要である。一方「阻害因子（障壁）」または「促進因子」としての「環境因子」が重要である。

しかし、従来の障害関連の統計は必ずしもそうではないことは今回報告する他の2報告（平成18年度障害児・者実態調査及び台湾の障害者実態調査）にもみられるところである。

要するにICFの「生活機能モデル」にたつた統計でなければ障害者の権利実現には不適切と考えられるのである。

#### D. 総括的考察

これまで個別的項目ごとに考察を加えてきたので、ここでは総括的考察を行う。

国連障害者権利条約（2006年採択、2008年発効）を種々の角度から ICF（国際生活機能分類）に則して検討した結果、次のことが確認された。

1. 国連障害者権利条約（以下本条約）の障害の定義は ICF の「生活機能と障害のモデル」に立った包括的な定義にくらべると不十分である。しかし、障害と機能障害を区別すること、障害発生における環境因子の役割を重視すること、ICF の重要な要素である「参加」の一部である社会参加を重視していること等は ICF と一致している。
2. 本条約と ICF のいずれからみても、障害者（障害のある人、Person with Disability）には従来障害者とされてきた人々だけでなく、要介護認定者、有病者、虚弱高齢者などの広い範囲の人が含まれるはずである。具体的には各国の基本法・個別法の規定によらざるをえない面もあるが、少なくとも理念的には障害の定義に関するこのような認識は非常に重要であり、障害および障害者に関する固定観念を打破する必要がある。
3. 本条約の中核概念である「権利」は ICF では正に「参加」に属するものとされており、p 940：人権、p 950：政治活動と市民権の 2 項目がそれにあてられている。
4. 本条約が、障害者は一般社会に対し貴重な貢献を行っており、今後さらに貴重な貢献をなしうる存在であると捉えられ

ていることは、「障害」というマイナス面よりは「生活機能」というプラス面を重視する ICF の基本姿勢に通ずる重要な点である。

5. 同時に本条約が「家族の権利」と障害者に対する「家族の貢献」を特記していることは、家族を含む「第三者」の生活機能を今後の重要な課題にしている ICF の見地に合致するものである。
6. 本条約の各条項の内容を ICF の「生活機能モデル」に沿って分析した結果、本条約で保証されるべき内容・目的はほとんどが様々な「参加」を実現する権利であり、同時にその実現の手段としての「環境因子」がそれに次いで重要であることが確認された。
7. 障害者の権利の実現のための方策を移動・労働・文化・レジャー・レクリエーション・スポーツを例にとって検討した結果、これらに関する権利を実現するためには ICF の「生活機能モデル」のすべての要素。特に「活動」に対する働きかけが重要である事が確認された。
8. 障害者の権利実現のための政策立案のためには障害者に関する統計その他の情報資料の収集が重要であるが、それらは ICF の生活機能モデルに立ち、このすべての要素、特に「参加」が最も重要で、それに次いで「活動」「環境因子」を重視すべきことが示された。

#### E. 結論

障害に関する厚生統計に関して、国連の障害者権利条約の ICF（国際生活機能分類）に立った分析がどのような示唆を与える

るかの研究を目的として種々の角度から検討を行った。その結果本条約の障害者の定義がまだ不十分ながら ICF の定義の重要な部分と一致する広範囲のものであること、権利とは重要な「参加」であること、障害者が社会に対しなしうる貢献、障害者の家族の権利の重視など本条約が ICF の見地と一致する点が少なくないことが確認された。厚生統計に対する示唆としては、本条約の立場からは障害統計においてもっとも重要なのは「参加」であり、それに次いで「活動」と「環境因子」を重視すべきことが確認された。以上により障害者権利条約の ICF による分析から厚生統計のあるべき姿についての重要な示唆がえられた。

#### F. 健康危険情報

特になし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
分担研究報告書

平成 18 年身体障害児・者等実態調査の ICF による分析

主任研究者 上田 敏 日本障害者リハビリテーション協会 顧問  
分担研究者 楠 正 日本薬剤疫学会、事務局長

**研究要旨** 本研究班の最終目標は「生活機能」のコード化を、1) 厚生統計のためのツールとして、また2) 「共通言語」に立った連携のためのツールとして明確化することであり、それを国際生活機能分類（ICF）に基づいて行うことである。

今年度は2008年に国連障害者権利条約が発効したことになんて障害統計に重点をおいて研究を進めることとし、その一環として、平成 18 年身体障害者・児等実態調査の設問および選択肢の ICF による分析を行った。

平成 18 年障害児・者実態調査の調査票を ICF の立場から分析し、本調査の対象とする身体障害は法の規定する範囲に限られるため、ICF に照らして狭いのはやむを得ないが、活動や参加の現状把握、特に活動の範囲、「実行状況」と「能力」の区別、「普遍的自立」と「限定的自立」の区別などの点で、ICF の「生活機能モデル」と「分類コード」の両面に照らしての改善の余地が大きいことが確認された。特に「環境因子」は、どのような「参加」・「活動」をどのように向上させるかとの関連においてとらえる観点が重要であると考えられた。

以上の検討の結果、厚生統計としては、広く国民一般の生活機能の現状を把握し、その中で生活機能を低下（ICF でいう「障害」）の現状をとらえることが重要であることが示唆された。

A. 研究目的

本研究班の最終目標は「生活機能」のコード化を、1) 厚生統計のためのツールとして、また2) 「共通言語」に立った連携のためのツールとして明確化することであり、それを国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health、ICF、WHO、2001）に基づいて行うことである。

今年度は2008年に国連障害者権利条約が発効したことになんて障害統計に重点

をおいて研究を進めることとし、その一環として、平成 18 年身体障害者・児等実態調査の設問および選択肢の ICF による分析を行った。

我々は先に「国民生活基礎調査」（平成 16 年：大規模調査）と「中高年者の生活に関する継続調査」（平成 18 年：第 2 回中高年者継続調査）について、ICF の項目及び評価点を詳細にわたって比較検討し、① ICF からみた国民生活基礎調査及び中高年者の生活に関する継続調査への示唆と、逆

に②国民生活基礎調査及び中高年者の生活に関する継続調査の内容が ICF 自体に与える示唆の両面で、多数の非常に有益な示唆を得た。(平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金(特別研究事業)分担研究報告書「厚生統計における ICF の活用に関する予備的検討—「国民生活基礎調査」および「中高年者の生活に関する継続調査」の分析からー」)。

今回は長い歴史をもち、5 年ごとに行われる障害関連の代表的な実態調査である身体障害児・者実態調査のうち最新のものを検討の対象とした。

なお、本年度の研究において別途台湾における障害者実態調査の分析を行い興味ある結果を得たので、考察にあたっては適宜これを参照した(分担研究「台湾における障害者実態調査の ICF による分析」参照)。

## B. 研究方法

### 1. 対象

平成 18 年 7 月 1 日現在の状態について行われた厚生労働省身体障害児・者等実態調査の「身体障害者実態調査票」、「身体障害児実態調査票」を調査の対象とし、「平成 18 年身体障害児・者等実態調査、調査票記入の手引き」を参考した。また分析に当たっては「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」(平成 20 年 3 月)を参考にした。

### 2. 方法

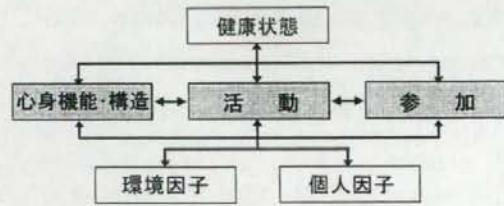
両調査表の各質問項目および回答の選択肢について、ICF に習熟した主任研究者及び 3 名の研究協力者の計 4 名がそれぞれ別個に ICF のどの項目に該当するかを検討・

記載し、その後全員の記載をつき合せ、一致しない項目に関しては討論をおこない、再度全項目がどの項目に該当するかを確認し、最終決定した。

その前提として、またこれと並行して、わが国の身体障害に関する制度、法令、歴史、これまでの実態調査結果などに関する文献の収集・考察を行い、併せて比較するために知的障害、精神障害に関する文献をも収集・利用した。

検討は次のように行った。各質問項目ごとに質問内容及び回答の選択肢内容が ICF の生活機能モデル(図)のどの要素に該当するのか、生活機能であればその 3 つのレベル(心身機能、活動、参加)のうちどれか、また活動であれば能力(できる活動)、実行状況(している活動)のどちらにあたるかをみた。その際、個人因子が関係する場合には、現在検討の機運にある個人因子分類の具体的な内容として生かすべき点はないかについて検討した。また我々が以前から ICF に含めるべき要素として提案してきた「生活機能の主観的次元」に該当するものはないか、という点にも留意して検討した。また同じく ICF の今後の課題である「第三者の生活機能」についても留意した。

図 1. 生活機能モデル  
(ICF : WHO, 2001)



心身機能・構造、活動、参加及び環境因子に該当する場合は、どの章またどのコードに該当するのかをみた。

なお、以下に述べる I C F の分類項目（コード）のうち頭に b がつくものは心身機能 (body の略)、s は身体構造 (structure)、a は活動 (activity)、p は参加 (participation)、e は環境因子 (environment) である。

## C. 研究結果と考察

### 1. 検討対象の範囲

平成 18 年身体障害児・者等実態調査に用いられた調査票は同「手引き」によれば①「身体障害者実態調査票」と②「身体障害児実態調査票」に加えて、③「身体障害者就業実態調査票」、④「知的障害者就業実態調査票」、⑤「精神障害者就業実態調査票」の 3 つ（合計 5 調査票）を含んでいる。

しかし③は①、②の双方に同じ内容が含まれており、④、⑤についても障害程度についての記入欄の他の、就業そのものに関する設問は①、②、③の関連項目と同じである。そのため今回は①、②の 2 調査票のみにしぼつても①～⑤全体について検討したものとみなしうると判断し、①、②のみを対象とするとした。

### 2. 調査の目的

両調査票の、最初の「お願い」によれば、身体障害者については「この調査は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加をより一層促進するための(身体障害児については、身体障害児福祉等のより一層の推進を図るため)基礎資料を得る目的で実施されるもの」であり、「身体に障害があるご本

人に記入していただくもの」であるが、もし「ご本人が小さいお子さんであったり、障害の状況などからご本人が記入できない場合で、保護者、配偶者などが代わりに記入する場合には、あくまでもご本人の意見を聞いて記入して」いただくことになっている。また、「答えたくないことは無理に答えなくてもよい」としている。

障害関連の調査だけに限らず、一般論として行政が行う調査は具体的な目的を持っているのが普通であり、それについての検討は明示された目的に則してなされなければならない。したがってこの場合は、「身体障害者の自立と社会経済活動への参加をより一層促進するため」および「身体障害児福祉等のより一層の推進を図るため」という目的にとって現在の調査項目が有効・適切であるか否かという見地から検討されるべきであり、それを今回の基本方針とした。

### 3. 検討対象のしづり込み

「身体障害者実態調査票」の質問数は問 1 から問 24 までの全 24 問であり、各問には「補問」がついていることが多い、時には 1 問に対し 15 の補問が付いている場合もある（問 16：収入になる仕事をしているか）

これに対し「身体障害児実態調査票」の質問数は全 11 問であり、「身体障害者実態調査票」に比べ著しく少ない。また問は同じであっても補問の一部または全部が欠けているか、選択肢が少ないなどのことも少なくない。一方「身体障害者実態調査票」になくて「身体障害児実態調査票」のみに含まれている質問は 3 問のみである。

このように「身体障害者実態調査票」にあって、「身体障害児実態調査票」にない項目が少なくなつたため、以下の分析には「身体障害者実態調査」を主に用い、「身体障害児実態調査」との異同についてはその都度コメントし最後に「身体障害児実態調査票」のみに含まれる3問を検討することとした。

#### 4. 障害の範囲に関する問題

問1（「身体障害者実態調査」の、以下同じ）では、障害の種類とその程度、そして障害の原因と疾患名を問うている。程度は等級及び不明、級外を選択肢に含めている。障害の種類ごとに、原因と疾患名を各々、主なもの1つを選択することになっている。

A. 障害の種類については、次の19の選択肢がある。後に述べるようにこれらが直ちにICFの「心身機能・構造」にあたるとしてよいかどうかについては疑問があるが、一応それについて対応する可能性のある「心身機能」および「身体構造」の分類のICFコードを、〔 〕内に示した。

- 1 視覚障害 [b 210 : 視覚機能]
- 2 聴覚障害 [b 230 : 聴覚機能]
- 3 平衡機能障害 [b 235 : 前庭機能]
- 4 音声、言語、そしゃく機能障害 [b 310 : 音声機能、b 320 : 構音機能、b 167 : 言語に関する精神機能、b 510 : 摂食機能]
- 5 上肢切断 [s 730 : 上肢の構造]
- 6 下肢切断 [s 740 : 下肢の構造]
- 7 上肢機能障害 [b 7 : 神経筋骨格と運動に関する機能]
- 8 下肢機能障害 [b 7 : 神経筋骨格と運動

に関する機能]

- 9 体幹機能障害 [b 7 : 神経筋骨格と運動に関する機能]
- 10 脳原性全身性運動機能障害 [b 7 : 神経筋骨格と運動に関する機能]
- 11 全身性（多肢及び体幹）運動機能障害 [b 7 : 神経筋骨格と運動に関する機能]
- 12 心臓機能障害 [b 410 : 心機能]
- 13 呼吸器機能障害 [b 440 : 呼吸機能]
- 14 じん臓機能障害 [b 610 : 尿・排泄機能]
- 15 ぼうこう・直腸機能障害 [s 6102 : 膀胱、s 5408 : その他の特定の、腸の構造、等]
- 16 小腸機能障害 [b 515 : 消化機能、s 5400 : 小腸、等]
- 17 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 [b 435 : 免疫系の機能]
- 18 重複障害
- 19 総合判定

ここでのひとつの問題は、ここでいう「障害」の範囲は現在身体障害者福祉法の施行規則別表第5号に含まれる障害種別に限られていることである。これは現行法に立った調査としてはやむをえない制約であるが、ICFの見地からは問題となる点なので、後に総括的考察において検討することとする。

もう一つの問題は、先にも触れたように、ICFの生活機能モデルに照らしてみた場合、ここにあげられたものをただちに「機能障害（構造障害を含む）」と考えてよいかである。たしかに障害の3つのレベルからいえば機能障害以外のものではないが、「法別表」によって規定され、身体障害者手帳に

よって証明された「障害の種類」であるとすれば、むしろ障害者としての「資格」を示すものであり、「個人因子」に属するとみることもできよう。

Bに障害の原因（10の選択肢）、Cに障害の原因となった疾病名（22の選択肢があげられており、これらはICFでの「健康状態」に関するものである。本調査では障害の範囲があらかじめ限定されており、その狭い範囲で原因をみているためこのような選択肢となったものと思われるが、今後より広い一般国民について生活機能低下（ICFでいう障害）を見る場合には、厚生統計上はICDとの関係をも整理して、「健康状態」として広くとらえる必要があろう。

（なおこれらの選択肢のうち、労働災害、戦傷・戦病、戦災、加齢は身体障害児実態調査票にはない）

## 5. 個人因子関連事項

問2は、①年齢、②性別、③同居家族の有無と誰か（親、配偶者、子供、その他）と④障害がおきた時の年齢を聞くものである。これらのうち①、②、④は個人因子、③は環境因子〔e310：家族〕に属するものである。（なお、同居者の状況についての質問は身体障害児調査表にはない。）

問3は、手帳を持っているか否かを聞くものであり、選択肢は身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳、みどりの手帳、愛の手帳とも）、精神障害者保健福祉手帳である。これらの手帳は発給に関する制度・手続きやサービスとの関連では環境因子「e 575：一般的な社会的支援サービス・制度・政策、e 580：保健サービス・制度・政策」とみる

こともできるが、むしろ「資格要件」として個人因子に属するものとするのがよいと考えられる。

補問1では療育手帳の、障害の程度（総合判定）でA（重度）かB（その他の場合）か、また補問2では精神障害者保健福祉手帳の障害の程度（総合判定）【1級、2級、3級】を問うている。

これらも「心身機能」そのものというより資格要件として個人因子とみるべきものと思われる。

（なお補問2は身体障害児調査表にはない。）

## 6. コミュニケーション

問4～6はコミュニケーションに関するものである。（なおこれらの問は身体障害児調査表にはない。）

問4は、問1で「1 視覚障害」に該当する人について、点字ができるか否か、また点字ができない人には、補問で点字を必要とするか否かを問うている。

これは点字を利用して読み書きする活動の実行状況を訊いているものであり、「できる」という表現をしているが単に能力を訊いているものではない。〔a325：書き言葉によるメッセージの理解、a45：書き言葉によるメッセージの表出、がこれにあたる（書き言葉には点字を含む）〕

問5は、問1で「2 聴覚障害」に該当する人について、日常的にどのようなコミュニケーション手段を利用しているかを問うている。これも問4と同様に手段（環境因子）そのものではなく、そのような手段を用いてのコミュニケーションという活動

[a314 : 話し言葉の理解] を指していると  
みるべきである。

選択肢は次の4つである。

- 1 補聴器や人工内耳等の補聴機器 [a 3602 : コミュニケーション技法の利用、  
e1251 : コミュニケーション用の支援的な生産品と用具 (福祉用具) ]
- 2 筆談・要約筆記 [a 325 : 書き言葉によるメッセージの理解、a 345 : 書き言葉によるメッセージの表出、e 5750 : 一般的な社会的支援サービス]
- 3 読話 [a 3602 : コミュニケーション技法の利用]
- 4 手話・手話通訳 [a 320 : 公式手話によるメッセージの理解、a 340 : 公式手話によるメッセージの表出]

問6は、どのようにして様々な情報を得ているかということについて問うている [a 360 : コミュニケーション用具および技法の利用]。

選択肢は次のように、すべて手段である「環境因子」に関するものである。

- 1 一般図書・新聞 (ちらしを含む) ・雑誌 [e 1250 : コミュニケーション用の一般的な生産品と用具、e1300 : 教育用の一般的な生産品と用具、e 1400 : 文化・レクリエーション・スポーツ用の一般的な生産品と用具、e5600 : メディアサービス]
- 2 録音・点字図書 [e 1251 : コミュニケーション用の支援的な生産品と用具 (福祉用具) 、e1301 : 教育用の支援的な生産品と用具 (福祉用具) 、e 1401 : 文化・レクリエーション・スポーツ用の支援的な生産品と用具 (福祉用具) ]

- 3 ホームページ・電子メール [e 5600]
- 4 携帯電話 [e 1250]
- 5 ファックス [e 1250]
- 6 テレビ (一般放送) [e 1250]
- 7 手話放送・文字放送 [e 1251]
- 8 ラジオ [e 1250]
- 9 自治体広報 [e 1250]
- 10 家族・友人 [e 310 : 家族、e 320 : 友人]

問7は、パソコンを利用しているか否かを問い合わせ、補問1でパソコンを何に利用しているか、その目的を問うている。パソコンを利用することそのものは活動 [a360 : コミュニケーション用具および技法の利用] であるが、本問のねらいは、補問1にあるようにどのような参加を目的としてパソコンを使うかにあるとみるべきである。

補問1の選択肢は次の4つである。

1. 仕事 [p850 : 報酬を伴う仕事]
2. 余暇 [p920 : レクリエーションとレジャー]
3. 情報収集 [p 360 : コミュニケーション用具および技法の利用]
4. コミュニケーション [p 3 : コミュニケーション]

なお、パソコンをほとんどもしくは全く利用していない人については、補問2でパソコンをもっと利用したいか否かを問うている。

(なお本問は身体障害児調査表にはない。)

コミュニケーションはどのような参加のためにも必要な基礎的な活動であり、障害がある場合には支援的な用具がコミュニケーションの向上に有効である。またパソコン (インターネット利用を含む) は障害の有無にかかわらず多くの種類の参加の向上に役立つ。これらの理由でこれらの質問は重

要である。

しかし障害児（18歳未満）についてはこれらのコミュニケーションに関する質問が一切省かれている。ごく幼い乳幼児を除けば問4から問6はほぼ妥当し、問6-3、4あるいは問7でも10代から妥当すると考えられ、「身体障害児福祉等のより一層の推進を図るため」の調査には、特に今後は必要と考えられる。

## 7. セルフケア（日常生活活動）

コミュニケーションと並んで、あるいはそれ以上に重要な基礎的な活動はセルフケア（ICF第5章）であるが、今回の調査票は介助との関係においてこれをとりあげているだけであり、活動自体としてのとらえ方は極めて不十分である。

すなわち問8は11の動作について、「自分一人でできますか」と問う、一人でできない場合は、「介助の程度」と「主な介助者（一人）」を問うている。「できない」の判断は、現に所持している補装具や自助具をつけた状態で問うものとしている。

選択肢は「一人でできる」「時間をかければ一人でできる」「一人ではできない：一部介助が必要」「一人ではできない：全部介助が必要」の4段階である。

動作は次の11であり、②、⑥が家族生活に関する活動（第6章）である他はすべてセルフケアである。

- ① 食事をする [a550: 食べること、a560: 飲むこと]
- ② 食事のしたくや後かたづけをする  
[a630: 調理、a6401: 台所の掃除と台所用具の洗浄]
- ③ 排泄をする [a530: 排泄]
- ④ 入浴をする [a510: 自分の身体を洗う]
- ⑤ 衣服の着脱をする [a540: 更衣]
- ⑥ 身の回りの掃除、整理整頓をする  
[a6402: 居住部分の掃除]
- ⑦ 洗濯をする [a6400: 衣服や衣類の洗濯と乾燥]
- ⑧ 寝返りをする [a4100: 横たわること]
- ⑨ 家の中を移動する [a4600: 自宅内の移動、a4601: 自宅以外での屋内移動]
- ⑩ 外出する [a4602: 屋外の移動、等]
- ⑪ 日常の買物をする [a620: 物品とサービスの入手]

（なお身体障害児実態調査票では本問は問4であり、選択肢のうち、②食事のしたくや後かたづけをする、⑥身の回りの掃除、整理整頓をする、⑦洗濯をする、⑪日常の買物をするはない。）

ここで「活動」としてのとらえ方が不十分なのは次の4点である。

第1に活動においては「できる」（能力）と「している」（実行状況）とはきびしく区別する必要があるにも拘わらず、そして現状として重要なのは「実行状況」であり、「能力」は将来の活動向上の可能性を示すものとして重要であるにも拘わらず、単に「できますか」としか訊いていない点である。

しかもこの調査は配布こそ担当者が訪問して行うが、面接調査ではなく、本人が記入し郵送で返送するものであるため、また「手引き」にも「できる」とは何かについての説明がないため、回答者はそれぞれの個人的な判断で「できる」ということを、あるいは「能力」として、あるいは「実行

状況」として判断せざるを得ない。現実には、「一人でできる（能力）」場合でも「介助を受けている（実行状況）」ことはあり得るし、特に能力として「時間をかけなければ一人でできる」場合には、実行状況としては介助を受けている場合が非常に多いと考えられる。したがってこのように単に「できますか」と訊いただけでは非常に誤差が大きくなるのである。

第2には、「一人ではできない」場合に必要とする介助を「一部」と「全部」に分けているが、これも「能力」と「実行状況」とでは大きく異なるものであることである。「能力」としては一部の動作だけの介助を必要としているだけだが、「実行状況」としては介護者にとっては「どうせ介助するなら全部介助した方が時間の節約になる」、あるいは「本人が努力しているのを見ているのがつらい」などの理由で全介助をしている場合が少なくない。

以上2つのうちいずれの場合にも、活動における障害（活動制限）の状況を正確に捉えようとするならば、まず実行状況（日常的に現実に「している」状態）をとらえ、ついでそれとは別に能力（努力すれば、専門家の指導を受けた時には、あるいは調子のいい時には「できる」状態）をとらえることが重要で、特に後者（能力）は将来それを実行状況にまで向上させるための可能性発見の手がかりになるものとして重要である。

第3の問題点は活動の「自立」（本問でいえば「一人でできる」）において「普遍的自立」と「限定的自立」を区別していないことである。わが国の厚生労働省社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会が定めた

活動・参加の評価点基準（暫定案）の大きな特徴の一つは、多数の実証的なデータに基づいて、「普遍的自立」（評価点0）と「限定的自立」（評価点1）とを明確に区別したことであり、活動のとらえ方についての重要な貢献ということができる。

今回の調査項目だけをとっても、たとえば①、③、④、⑤などのセルフケア項目では自宅内では自立しているが、自宅以外の場所（親戚・知人の家、外出先、旅行先、職場、学校など）では自立していない場合（限定的自立）と、自宅でも自宅以外でも自立している場合とでは自立の程度が大きく異なる。それは他の活動や参加にも大きく影響するので、本調査の「自立と社会経済活動への参加の促進」あるいは「身体障害児福祉等のより一層の推進」という目的からみて非常に重要である。また⑨家の中の移動が、自宅内なのか【a4600】、自宅以外【a4601】も含むのかの区別も訪問、旅行などを考えた場合に重要であり、⑩の外出にしても自宅周辺の外出にとどまるか、遠くまで行けるかは参加との関連で意味が全く異なるのである。

第4は取り上げた活動種目の幅の狭さである。ICFのセルフケアと家庭生活の項目に限っても、整容（歯磨き、洗面、整髪など、a520：身体各部の手入れ）、健康に注意すること（a570）、ゴミ捨て（a6405）、家庭内の手入れや世話（a6504：福祉用具の手入れ、a6505：植物の手入れ、a6506：動物の世話など多数）、a660：他者への援助などを含めることが検討されてよく、更にはより広い、教育・仕事・文化・スポーツ・社会参加などの参加についても、それらを

支え、それらの具体像をなす活動（たとえばスポーツや芸術などの能力）をも含めて調査することではじめて活動を総合的にとらえることができるのである。

なお、身体障害児実態調査で省かれている項目については、先に述べたことと同様に、18歳未満であっても少なくも10代ならば含まれてよい項目があり得るのではないかという検討も必要であろう。

問8の各動作についての主な介助者としては、11の選択肢があり、いずれも「環境因子」で、「1 配偶者」、「2 親」、「3 子供」、「4 その他の家族」は〔e310:家庭〕であり、「5 親戚」は〔e315:親族〕、「6 ホームヘルパー」、「7 隣人・知人」は〔e325:知人・仲間・同僚・隣人・コミュニティイの成員〕、「8 雇人」は〔e335:下位の立場にある人〕、「9 ボランティア」は〔e340:対人サービス提供者〕である。他に、「10 その他」、「11 主な介助者はいない」がある。

なお、選択肢のうち「1 配偶者」、「3 子供」、「4 その他の家族」、「7 隣人・知人」「8 雇人」は身体障害児調査表ではなく、逆にそれには、身体障害者実態調査票にない、祖父母、兄弟姉妹、が含まれている〔e310:家庭〕。

補問で、一人ではできない人には介助に要する費用（平成18年6月中の月額）を問うている。〔p860-p870:経済生活〕

（なお補問は身体障害児調査表にはない）

問9は問8で取り上げた各種の活動の中でも「参加」のための必要性が高い外出〔a4602〕について詳しく訊いている。すなわち問9は、過去1年間に外出した

か否か、またその回数を問い合わせ、補問1はその際の主な介助者（1つ）を問うものである。〔外出はp4602:屋外の移動及びその目的に関する参加項目〕

補問1の選択肢は上記問8と同様のものにガイドヘルパー、手話通訳者、盲ろう者通訳・介助者、筆記者〔e340:対人サービス提供者〕が追加されている。

補問2では外出するうえで、または、外出しようとするうえで、困ることや不満に思うことはあるかを問うている。

補問3でその主な内容5つまでを問うている。

その選択肢は次のようであり、ほとんどが環境因子（e1200:乗物、e1602:道路、e150:公共の建物、駅、など）にかかわるもので、一部「活動」（4、8）、参加（6）、主観的側面（7）に関するものが含まれる。また10~12などは各種の人間関係（参加）や態度（環境因子）にかかわるものである。

- 1 電車・バス・タクシー等の乗物の利用が不便〔e1200〕
- 2 道路や駅などの公共の場所の利用が不便〔e1602、e150〕
- 3 利用する建物の設備（階段、トイレ、エレベーター等）の利用が不便〔e150〕
- 4 人の混雑や車に身の危険を感じる〔a4602:屋外の移動〕
- 5 介助者がいない〔e310:家庭、e340:対人サービス提供者〕
- 6 経費がかかる〔p860-p870:経済生活〕
- 7 人の目が気にかかる〔主観〕
- 8 人と話をすることが困難〔a350:会話〕
- 9 外出に必要な情報が得られない〔e560:〕